

平成26年度九州大学大学院法学府
修士課程入学試験問題（秋季）

民法

【設例】をよく読み、〔設問1〕～〔設問3〕について答えなさい。

【設例】

- (1) Mは2012年9月20日Y所有の家屋（以下「本件家屋」）を賃借し、自宅およびアジアからの雑貨類の輸入販売事業の店舗として使用してきた。MとYの賃貸借契約によれば、期間は1年、双方異議がなければ更新があるものとされ、また、Mが必要な修繕などを行う義務を負う代わりに、家賃は通常の相場の約半額の5万円とされていた。
- (2) 2013年7月末からMが1ヶ月ほど海外出張のため留守の間に、同8月10日に襲来した台風により本件家屋の屋根の一部が壊れた。
- (3) Mの友人であるXは、台風襲来の翌日である8月11日、たまたまMの自宅兼店舗である本件家屋の前を車で通りがかった際、屋根が損傷しているのを見つけた。そのまま放置しておくとも家屋の内部や家財等にさらに被害が生じる状態であった。そこでXは、知り合いの工務店Zに連絡し、「Xだが友人のMがYから借りている自宅兼店舗の屋根が台風で損傷したので急いで修理をしてほしい」と依頼し、Zは応じて翌8月12日に修理工事を完了した。修理費用は30万円ということであった。
- (4) 実は、Mの事業は、2013年春ごろから不調で、今回の海外出張も、P国での新規商品の仕入れが目的であったが、結局契約が取れず、Mは、8月20日帰国した。その後、MはXがZ工務店に修理を依頼したことを知り、それ以上本件家屋内の家財等に被害が拡大しなかったことを「よかった」と思った。
- (5) なお、Yは、Mの事業の不振と、8月11日にXがMの留守中に修理工事をZに依頼したことを知っていたが、YはXに対して、Mの事業の不振を伝えて、工事を止めた方がよいなどの忠告をすることはしなかった。

〔設問1〕

Zは、Xに対して修理代金の30万円の支払いを請求することができるか。Mに対してはどうか。それぞれ理由を明らかにして論じなさい。

〔設問2〕

XがZに対して修理代金30万円を支払ったとする。この場合、XはMに対して同金額を請求することができるか。理由を明らかにして論じなさい。

〔設問3〕

XがZに対して修理代金30万円を支払ったとする。また、その後、負債が増え事業を立ち直らせることは不可能と考えたMは、2013年9月20日限りで本件家屋の賃貸借を終了させ、Mは本件家屋を同日Yに引き渡した。XはYに対して30万円を請求することができるか。理由を明らかにして論じなさい。

以上